



GAP 普及ニュース

【巻頭言】

『期待される GAP は持続的農業』

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事長
株式会社 AGIC 代表取締役
田上隆一

1. 初めて触れる GAP の意義

各都道府県が主催し、一般社団法人日本生産者 GAP 協会が指導している「GAP 指導者養成講座」では、受講者が講座の始めと終わりに「GAP についての考え方」を発表することになっています。これまで 1,000 名以上の農業普及指導員らが受講していますが、そのほとんど全ての人達が、受講後は「この講座で GAP の意義を初めて理解した」と発言しています。「目から鱗が落ちた」と発言する人も沢山います。

受講するまでは「食品安全のための GAP であり、生産者自身が手順を決めてチェックリストに沿ってチェックをすることが GAP だと思っていた」というのです。そして、受講して「持続的農業生産が GAP の本質であることに初めて気づいた」と発言しているのです。「これまでの GAP の考え方と、チェックリストの配布とその回収では、地域農業は何も変わらないし、むしろ農家の反発の方が多かった」と反省しています。

また、受講した農業普及指導員などの中には、「JGAP という農場保証 (Farm Assurance) 会社」が主催している JGAP 指導員の資格を持っているという人が何人かいましたが、その全ての人々が、今回「GAP 指導者養成講座」に参加して、「これまで学んできた GAP の考え方が 180 度変わった」と発言しています。

2. GAP の誤解と現場の食違い

日本の GAP 導入は、様々な点でボタンの掛違いをしてしまったようです。「GAP=食品安全」、「GAP=チェックシート」、「GAP=農家の PDCA」、「GAP 認証=優良農家」など、一般的に使われている GAP 関連の言葉が、「GAP の誤解」につながっているようです。



「GAP=食品安全」という誤解

農林水産省が 2010 年 4 月に出した「GAP の共通基盤に関するガイドライン」で、GAP は、「食品安全、環境保全及び労働安全に関する工程管理」であると示しているように、GAP の目的が農業生産における食品安全だけではないことは明らかです。

しかし、見直されたガイドラインのチェックリストは、管理すべき工程を「食品安全」

「環境保全」「労働安全」にそれぞれ分けているため、まるでそれぞれの管理が別々のもののように扱われています。特に、化学物質の使用に関しては、食品安全に偏っていて、大きな誤解の元になっています。農業生産における化学物質の投入を控え、「持続的農業の推進」に努めることは、環境保全の最も重要なポイントなのです。

「GAP=チェックシート」という誤解

農場管理の基本的な確認事項をリストアップした GAP のチェックシートは、それぞれ、「基礎 GAP」とか「県版 GAP」とか「JGAP」などの名前が付けられ、これらを守ることが GAP であると言われていていますので、あたかもチェックシートが GAP であるかのような説明です。その上、「いろいろな GAP があるのは煩わしいから統一すべきである」との議論もあり、ますます誤解が拡大されています。

チェックシートは GAP ではなく、「農場評価の尺度」です。その尺度は、「農業および農場管理の規範」に基づいていることが前提です。したがって、GAP の内容を規定するのは、チェックシートではなく GAP 規範 (Code of Good Agricultural Practices) なのです。イギリスでは、イングランドやウェールズなどの州政府がそれぞれ GAP 規範を策定しています。日本でも「日本 GAP 規範 ver.1.0」を参考に、栃木県や富山県、福井県などで作成され、長野県でも作成中です。

「GAP=農家の PDCA」という誤解

農場の保証会社が行う農場検査は、食品の安全性を最重点に考えているようですから、一経営体における食品衛生の管理体制が良好であれば、農場保証の対象になる場合が多いと思います。

しかし、大気や土壌および水質汚染などに係る環境保全への取組みは、広範囲の地域で取り組むべき課題です。圃場は、窒素などの「拡散汚染源」であることを忘れてはなりません。EU 各国の GAP 規範やクロスコンプライアンス (環境配慮要件) の遵守事項は、硝酸脆弱地域やその他の地域ごとに異なります。

また、家族経営による零細農家が圧倒的に多い日本では、労働衛生や労働福祉の管理体制が取り難いものです。労働法に関わる課題は、農家任せではなく、日本的農業経営体に相応しい地域ぐるみの対応が必要です。

「GAP 認証=優良農家」という誤解

日本で GAP チェックリストのモデルとされている「GLOBALGAP 農場保証制度」は、ヨーロッパの主要な小売企業が加盟する団体が、輸入農産物に対する最低限の要求事項として提案している「農場検査規準」です。農場認証の目的は「良い農家を選択すること」ですが、裏を返せば「悪い農家を排除すること」です。認証を要求する買手側にとっては、認証農場が優良農家という訳ではなく当たり前の農家であり、ただ認証されていない農家とは取引しないというだけのことなのです。

日本での GAP の導入は、様々な誤解から GAP 指導の対処を誤り、そのことが原因で GAP 推進上の不都合が生まれ、農業関係者と農業者との間で「やらされ GAP」などといわれる食違いが生じたりしていると思います。



3. GAPが目指すのは「真の持続的農業」

今後は、これらの反省に立ちながら、生産者と消費者の立場に立って、「良い農業とは何なのか」、「期待される農業とは何なのか」を考えて取り組むことが必要です。GAPの目的は、真の持続的な農業生産システムを確立することです。経済的にも、社会的にも、科学的にも、農業が持続できるということが求められています。

「GAP指導者養成講座」では、「日本GAP規範に基づく農場評価制度」について学び、その技術を習得します。この制度は、全ての農家が優良農場（持続可能な農業経営体）になるための「GAP教育システム」です。チェックリストの「○×」で合格か不合格かを判定するのではなく、指導者が農家に質問して農場を評価し、項目ごとに「どこが問題なのか」「なぜ問題なのか」「どの程度問題なのか（問題の重要度）」を明らかにし、「どうすればよいのか」を農家に示して改善の指針にします。

一般社団法人日本生産者GAP協会では、農業普及事業としてGAP教育システムが定着し、多くの産地が優良農業産地になることを目指しています。



《日本と欧州のGAP比較とGAPの意味》連載 第18回

—日本では食品安全のためにGAPが推進された—

一般社団法人日本生産者GAP協会
理事長 田上隆一

アメリカの手法を取り入れた農林水産省

日本のGAP推進を振り返ってみますと、2004年に農林水産省消費安全局が「生鮮農産物安全性確保対策事業」として「野菜衛生管理規範」を作成したことが初めてです。それはアメリカ型の食品衛生管理手法を取り入れたものです。アメリカでは、農務省（USDA）が、実際に各農場が適正運用規範（Good Handling Practices、GHP）を適用しているかを審査・認証するようです。この規準は食品医薬品局（FDA）が1998年に発表した「微生物による生鮮青果物の食品安全性への危害要因を最小限にするための手引き」を基にしています。その名の通り、野菜や果物の食品としての安全性を確保するためのもので、EU加盟各国の「GAP査察」にあるような生物多様性の維持や動物福祉などとは無縁のものです。食品安全でも抗生物質やホルモンの使用に関しては触れていません。この「生鮮青果物食品安全の手引き」は、農家に対して責任を求め、GAPやGHPに固執していた卸売業者たちの強い要請があつて作られたとされています。

日本における「生鮮農産物安全性確保対策事業」の普及においては、「農業HACCP」などとも言われていました。それを基本にして、2005年には「食品安全のためのGAP策定・普及マニュアル」が発表されて、都道府県へのGAPの普及が開始されています。翌2006年には、「入門GAP」という農場管理のチェックリストが発表され、都道府県のGAP普及事業では、チェックリストを農家に配って自己チェックさせることが「GAPの導入」として取り入れられたのです。

欧州の GAP に学ぶ

2005 年当時、筆者は、EUREPGAP 認証制度を参考にして日本農業の健全性を推進しようと考え、GAP に取り組む日本の生産者 GAP 団体として「JGAI (Japan Good Agricultural Initiative)」を創設して「JGAP 農場認証制度」を開始していました。農林水産省消費安全局の GAP 担当者から行政が取り組む GAP について意見を求められ、筆者は次のようなアドバイスをしています。

EU で始まった GAP というものは、『①農業技術由来の環境汚染対策が主であること。②生産者は行政の GAP 規範を遵守して農業を行えば良いこと。③小売企業が政府の GAP 規範に HACCP 概念を付加して農産物の仕入条件にしていること。④小売企業の認証経費が生産者に転嫁され、日本の農家ではまかないきれないこと。⑤日本の農業規範に合わせた審査規準が必要であること』、したがって、『⑥農林水産省は、食品安全のためだけの GAP ではなく、環境保全のための GAP にも取り組み、その規範を作るべきである。そのためには、⑦イギリスの DEFRA (環境・食料・農村地域省) に学ぶことが良い』と勧めました。担当者は早速渡航し、約 2 週間の欧州 GAP 調査を行っています。



食品安全政策が消費安全局から生産局に移行

近年では稀にみる長期政権となった小泉政権から、2007 年に安倍政権となって、さらに総理官邸への権力集中を強化しようとしたようです。「21 世紀新農政 2007」が発表され、農政の「骨太政策」の 5 本柱の一つに GAP の普及が入りました。そして、GAP 政策の担当部署が、それまでの消費安全局から生産局に移っています。GAP は、骨太方針「食品の安全と消費者の信頼確保に向けた取組みの充実」の中で「農業生産工程管理手法」として位置づけられ、チェックリストは、「入門 GAP」から「基礎 GAP」へとバージョンアップされました。

しかし、GAP の担当部署が、消費者起点である消費安全局から、農業振興の生産局に移っても、GAP の内容は「食品の安全性の確保に向けた取組」のままです。この政策には、2 つの目標があります。

一つは、「消費者の信頼確保」のために、広く国民から情報提供を受ける「食品表示 110 番」の体制を充実することと、食品表示に特別 G メンを新設して、監視体制を強化するというものです。

二つ目は、「生産から食卓までの食品の安全性の確保」のために、農業分野では、2011 年度までに、約 2,000 の主要産地で「農業生産工程管理手法 (GAP)」の導入を目指すというものです。

ここでの消費者の信頼は、食品の安全性を確保することだけであり、農業生産に係る環境汚染をなくすことによる消費者の信頼確保については一言も触れていません。加えて、畜産分野では、2013 年度までに、全国の 5,000 農場で「危害分析・重要管理点 (HACCP)」の実施を目指すというのですから、この政策は、農畜産物の安全を確保することが目標なのです。

2010年には、「GAPの共通基盤に関するガイドライン」を公表し、食品安全、環境保全及び労働安全に関する工程管理として取り組むべき事項を示し、法令等の根拠を明らかにしました。それでも、食品安全が第一であり、農業由来の環境汚染に対する「汚染者負担の原則」には触れていません。

複雑に歪む GAP 行政

日本政府が提案する GAP は、EU の共通農業政策としての GAP とは全く異なる内容のものなのです。また、それは EU の小売業界主催の農場保証制度としての GAP 認証規準とも異なっています。GAP 概念の本質である「現代農業が環境に与え続けている負荷をゼロまたは大幅に軽減する農業活動」という原点から離れているものなのです。

そもそも、あるべき農業の姿としての「GAP 規範」が示されていないために、期待される農業の姿としての持続的農業生産システムの構築などがイメージできません。

日本政府がこのように GAP 概念を矮小化し、食品安全のための対策にしてしまったのは、O-157 による食中毒事件、BSE 発生ショック、無登録農薬事件など食の安全性に係わる問題の多発で、食品の安全性確保への関心が非常に高まったことへの対策として取り組んだ政策だからです。

それらに代えて、「食品トレーサビリティ・システム」作りが奨励されました。しかし、農林水産省が奨励したトレーサビリティは農産物と言う「物」の取扱いではなく、「コンピュータシステム」の構築が中心で、農業や流通の現場より、ネットワーク上のデータベースを中心としたシステム作りとなり、物の管理がうまく行った事例が少ないように思います。

消費者の信頼を確保するためには、トレーサビリティで商品を追跡・訴求できるだけでなく、食品への危害の原因を元から断たなければいけないという考えの元に、食品の安全性確保の対策として、冒頭に述べましたように、アメリカ型の食品衛生管理方式を導入しました。ここで「GAP」と名付けたのが齟齬の始まりのようです。

この時点では、「食品安全 GAP」と称して、GAP 全般を示すものではないことを強調していたのですが、生産局に移行してもその本質は変わりませんでした。それは、環境対策が別の部署が所管しており、ごく簡単なものですが「農業環境規範」が作られていたからです。この規範は、生産者に対する様々な補助金のクロスコンプライアンス（環境配慮要件）として、2005年に農業者に実施を義務付けた「環境と調和のとれた農業生産活動規範」です。EU で実施されている環境支払・個別支払は、義務としての GAP 規範以上の GAP 規準、環境や景観に対する明らかな便益となる行為を規定し、GAP をクロスコンプライアンスの要件としています。

政策の開始時期は 2005 年であり、EU のクロスコンプライアンスの本格実施と同じですが、周知のように、日本の環境規範は厳密な規範ではなく、検証する制度も仕組みもなく、事実上ほとんど機能していない政策になっており、EU のものとは比べ物にならない、似て非なるものです。



『倫理問題としての GAP を考える』

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事長
株式会社 AGIC 代表取締役
田上隆一

規範なき技術論

私は、2008 年から「GAP 指導者養成講座」を日本各地で開催し、今日までに 1,000 名を超える農業普及指導員らの方々に、GAP（適正農業管理）原論の講義と、「日本 GAP 規範」に基づく農場評価（GAP 監査）の演習などを指導してきました。この講座に参加したほとんど全ての人達が、受講するまでは、国が政策として進めてきたチェックリストを使って農家が自己管理する「農業生産工程管理手法」という管理手順を「GAP の推進」であると考えて、それに沿って GAP を推進してきたようです。

これまでは、生産者が販売する農産物の食品安全を確保するために、「農家がやるべき手順を決めて、それができたかどうかを農家自身でチェックさせるという経営管理の手続きの PDCA を推奨してきた」ということのようにですが、受講後の反省では、このような GAP の考え方とその実践で GAP の推進がうまくいったかといえば、「答えはノー」であり、「GAP=チェックリストの配布と回収という指導では、地域の農業は何も変わらなかった」ということです。これは、当然のことでしょう。

2010 年 4 月に農林水産省は、「GAP の共通基盤に関するガイドライン」を出して、チェックリストの見直しと、その根拠を明らかにしました。これは、食品安全、環境保全及び労働安全に関する工程管理の内容と、工程管理の手法として(1)計画、(2)実践、(3)点検・評価、(4)見直し・改善の実践において、特に奨励すべき事項を提示したものです。

しかし、ここでも、GAP の意味は充分には説明されておらず、農業者が行うべき「最終結論部分としてのマニュアル（農場管理のチェックリスト）」が示されたにすぎません。

そのため、GAP の推進を担当する農業普及指導員らに GAP の本当の意味が伝わらず、また、肝心の農業生産者による GAP の自己管理もできていません。「生産者には GAP は無理だろう」と思っている農業指導者達が、その GAP について説明しているのですから、生産者に GAP が理解されるはずもないのです。

GAP 規範の意義

一般に、人は意味のないことには取り組まないし、意義を感じても成果（out come）が得られなければ長続きしません。「GAP は農業者が行うべき当たり前の行為である」と言われていますが、そうであれば、農業者は GAP の意義を十分に理解し、行為の過程を吟味して実行しなければならないはずですが、そのためには「GAP 規範」が必要であり、その上での技術指導でなければなりません。

政府が、農業生産においては、「食品安全、環境保全及び労働安全に関する工程管理が適切でなければならない」と言う背景には、当然、農業生産活動には「環境汚染」や「人命



に係る危害」が存在するという前提があります。

人間の利益のために、「多くの動植物の種を制御することを本質とする農業は、生態系に大きな影響を及ぼし、地球システムの自己修復性をも脅かす」ことになってしまいました。その結果、自然環境に依存して生きている人間も存亡の危機に晒されているということなのです。古代の組織的な農耕文明が始まった時点で自然の侵食が始まっているのですが、何千年の間変化がなかった世界人口が、たった1世紀で4倍にも膨れ上がった20世紀の末には、単なる環境汚染の問題から「地球環境の破壊」という問題になり、「倫理」の面から検討されるようになりました。急激な開発と環境破壊の進行によって、取り返しのつかない崩壊が近い将来必ず起こると予測されるまでになっています。

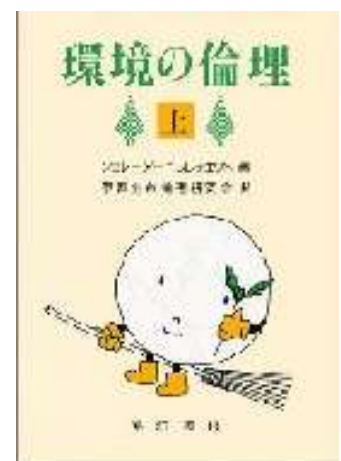
産業の発達、人類に多くの便利さと物質的な豊かさをもたらしましたが、グローバル化する産業世界は弱肉強食の状態となり、環境破壊や貧富の差が拡大するなど、現代人を幸せとは別の方向へ導いているようにも見えます。農業においても、生産性向上のためによかれと思っておこなった化学的農法などの現代農業技術が、場合によってはマイナスの副産物を伴い、結果的には裏目に出たりすることも起こっています。

人間の行為というものは、目先だけを見た善後策や思い込みの正義が、長期的・大局的にみれば過ちであったと言わざるをえなかつたりするものです。人口が爆発的に増加し、食料問題やごみ問題、地球温暖化など、環境に係る問題が世界共通の議論的になっている言わば「人類の節目」とも言えるこの時代に、EUでは農業分野における課題解決のために「GAP規範 (Code of Good Agricultural Practices)」という概念が作られました。

農業倫理的議論としての GAP

現在は、グローバル化や産業発展による豊かさの中身を見直したり、その技術的効用自体を再検討したりする必要に迫られています。「人類が存続するための大きな目的のために、自分自身が悪さをしていないかを考えること」が倫理的議論の根本です。農業の生産性向上という目的を最適化すること（部分最適）が、「環境」や「生命」という大きな地球システムに対して問題を起こしていれば、生態系の中でしか生きられない人類の生存（全体最適）自体が阻害されます。目先の損得や便・不便にとらわれず、農業問題に対しても、長期的・包括的な行動方針を作りだしていかなければなりません。

私達は、「日本 GAP 規範」の“はじめに”で、「伝統的農業倫理」と「いま期待される農業倫理」について述べました。「天地万物を一つの大きな生命活動として捉え、人間がそこに積極的に関係する在り方を根本的な善」とみなし、「自らの道徳的な行為としての適正な農業」を実践することが、日本の伝統的農業倫理（心情倫理）です。これに対して、責任倫理としての「農産物の安全性と農業の資源配分の全体最適」を求めることが、いま期待される農業倫理です。農業倫理的議論の課題として、「環境倫理学」の専門家であるシュレーダー・フレchette氏 (K.S. Shrader Frechette) は、①人の健康や安全への脅威、②農業資源の枯渇に対する政府の責任、③環境に配慮しない農業管理による自然環



境と自然生態系の破壊、④工業的な農業と畜産業の在り方などを挙げています。

「倫（人々）」は集合体としての人間を指し、「理（ことわり）」はものに現れる模様や筋目を指していますから、突き詰めれば「倫理」とは、「人間の共同社会に共通する筋道」を意味します。狭義には「人の道」における「徳目」を並べる「道徳」とほぼ同じですが、いま期待される「農業倫理」では、狭い領域の個人レベルでの「あるべき行い」を示すだけでなく、人間共通の性質に着目し、総合最適としての「農業技術の方向性」について合意事項を示し、合意形成を進めることです。

このようなことから、GAP の推進に当たっては、GAP の意義を理解するだけでなく、同時に自然環境の改善やその社会的評価などについて、明確に GAP の成果が得られる状況を作り出すことも必要になります。

農業倫理の課題

GAP の普及を考える上で、私達の経済・社会環境には様々な課題があります。21 世紀初頭の現在、日本を含む世界の先進諸国を主導・先導している倫理は「最大多数の最大幸福」を原理とする功利主義的自由主義です。それは、個々人の利益追求の総和としての社会的利益を目指すという考え方ですが、単なる「利己主義」に陥らずに、「全体利益」を補償する唯一最大のルールが、「他者危害排除の原則」です。

しかし、「人に迷惑をかけなければ自分の好きにして良い」という原則は、環境問題や生命問題では極めて弱い倫理規定です。なぜなら、全体的にじわじわと進行する環境破壊や食品危害などは、「他者への危害」とは見えにくいからです。また、消費者をさておいて、生産者と販売者がお互いに利益を得ていれば、生まれる危害も「お互いさま」と言ってすまされやすいこともあります。

GAP という環境保全型農業の活動や行動が、資本主義経済の商品としては馴染みにくい点も問題です。環境に配慮した農業は一般に生産コストが高くなるので、安いものを求める消費者がいるので、安全に対しては「手抜き」が行われるということもあります。環境問題では、まだ見ぬ未来世代を「他者」として配慮の対象とするのはさらに難しいようです。考えが及ぶのはせいぜい孫くらいの世代までであり、数百年後の人類の子孫達のことを考えて、具体的に適切な実践を今やるのはさらに難しくなるということです。

農林水産省は、農業生産工程管理の手法を取り入れることにより、「結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます」として、GAP を農業者の自主的努力に求めています。農業者が GAP の意義を理解して取り組もうとしても、その行為の成果が得られなければなかなか取り組めませんし、それを持続できません。「最終結論部分としてのマニュアル」が実行された最終的な結果をどのように表現し、どのように農業者の自覚を促すかは、GAP 推進上の重要な課題です。

EU では、域内の農業振興政策としての農業補助金を、「GAP 規範に基づく農場査察」による「環境支払」「個別支払」で実施しているために、農業者の GAP 規範遵守に対する大きなインセンティブになっています。

また、長野県安曇野市では、水道水の水源を地下水に頼っていますが、近年、市内の地下水で農業由来の硝酸汚染が進行していることから、市役所が農業者に対して果樹園や野

菜畑での化学肥料の使用量を減らすことや家畜糞尿の適切な処理を要請しています。この結果、農業者が地域ぐるみで長期的に GAP に取り組み、その成果として地下水の硝酸濃度が減少すれば、それこそ GAP の大きな成果であり、農業に対する市民からの大きな支持につながるのではないのでしょうか。

倫理が疎んじられている今、価格に反映されない「環境」という農業活動の価値をどのように評価し、真の持続的農業生産システムを構築していくかが問われています。正に農業倫理の課題と言えます。

註：『環境の倫理』〈上〉3,975、〈下〉3,675、シュレーダー・フレチェット著、京都生命倫理研究会訳、晃洋書房

《2012 第 3 回 GAP 実践セミナーの結果の報告》

テーマ：『日本 GAP 規範農場評価制度』と『GAP 指導者養成』

開催期日：2012 年 8 月 23（木）～24（金）

開催場所：茨城県つくば市竹園 2-20-5 文部科学省研究交流センター

主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

指導機関：株式会社 AGIC（エイジック）

8月23～24日、茨城県つくば市の文部科学省研究交流センターで「GAP実践セミナー」が開催されました。「『日本GAP規範』に基づく農場評価制度」を学び、実際に評価作業を行うことで、GAP指導者がGAPを正しく理解し、農場評価能力を高めることが目的です。今回は、少人数の受講でしたが、受講者全員が相互に考えをぶつけ合い、普段の開催より一層インタラクティブに演習を進めることができました。

次回の開催は、11月21日・22日で、既に受講を希望する旨をお伝えいただいている方が多数いらっしゃいます。申込み用フォームを開設次第、本ニュースやメール等でご案内致します。

2012 年 9 月期 第 2 回農場実地トレーニングのご案内

開催期日：2012 年 9 月 28 日（金）

開催場所：茨城県つくば市内（農場および会議室）

主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

指導機関：株式会社 AGIC（エイジック）

受講要件：「GAP 実践セミナー」または都道府県主催の「GAP 指導者養成講座」を修了した方

定 員：10 名

受講料金：15,000 円（当協会会員 10,000 円）※演習用テキスト・資料を含む

参加受付：一般社団法人日本生産者 GAP 協会事務局（教育・広報委員会）

E-mail: mj@fagap.or.jp TEL:029-861-4900 FAX:029-856-0024

<http://www.fagap.or.jp/>（一般社団法人日本生産者 GAP 協会 HP）

「農場実地トレーニング」は、先の6月期より開設し、今後「GAP 実践セミナー」と合わせて開催していく予定です。なお、本トレーニングは、「GAP 実践セミナー」または当協会の指定するカリキュラムを履修する都道府県主催の「GAP 指導者養成講座」を修了した方を対象としております。

定員 10 名ですが、既に複数のお申し込みがございます。受講ご希望の方はお早めにお申し込み下さい。

2012 年度セミナー・シンポジウム開催予定のご案内

当協会では、今年度、下記のスケジュールでセミナーおよびシンポジウムを予定しております。なお、詳細やお申し込みサイト等は、開催ごとに GAP 普及ニュースやメール等でご案内いたします。



期 日	セミナー・シンポジウム
5 月 21 日・22 日	5 月期 GAP 実践セミナー (終了)
6 月 22 日	6 月期農場実地トレーニング (終了)
8 月 23 日・24 日	8 月期 GAP 実践セミナー (終了)
9 月 28 日	9 月期農場実地トレーニング
11 月 21 日・22 日	11 月期 GAP 実践セミナー
12 月 21 日 (予定)	12 月期農場実地トレーニング
2013 年 2 月 21 日・22 日	GAP シンポジウム

2012 年度 GAP シンポジウムの開催概要

第 24 回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会 (農業情報学会)

- 課 題：持続的農業のための GAP (適正農業管理)
—社会的・経済的・環境的に持続可能な農業の体制整備と農場管理技術—
- 日 時：2013 年 2 月 21 日 (木) 午後 1 時 ~ 22 日 (金) 午後 4 時
- 会 場：東京大学弥生講堂 (東京大学農学部内)
- 主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会、農業情報学会
- 共 催：東京大学大学院農学生命科学研究科生態調和農学機構、(株)AGIC、他
- 参加費 (資料代)：主催・共催団体会員：¥10,000、一般：¥15,000、
学生：受講無料 (資料有料)
- 対象者：農業試験研究者、農業普及関係者、大学・大学校、農業高校、農業生産者
農業法人、農協、出荷組合、産直団体、農林行政機関、卸売市場、卸売会社
農産加工会社、農産物流通・小売企業、外食企業、消費者、調査・研究機関、他

『日本の農業普及制度と GAP 推進』 <第1回>

GAP 推進における普及制度の重要性

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
常務理事 山田正美

はじめに

この『GAP 普及ニュース』の読者の方は、何らかの形で GAP に興味を持たれていると思います。そうした皆さんの中には、農家を指導する立場にある都道府県の普及指導員や、JA の営農指導員の方も多いのではないのでしょうか。

筆者は、普及事業にも携わった県職員の OB です。県に採用されて農業試験研究機関で農作物に対する環境汚染の被害に関する研究に従事し、その後、普及事業における農業情報や麦・大豆の専門技術員、農業経営の研究を経て行政部門の業務に従事した経験があります。行政に在籍していた時には、環境調和型農業の推進にも携わったこともあり、環境保全や労働安全、安全に配慮した農産物生産などについて、GAP の推進に関心を持っていました。

GAP は、単に農場から出荷する農産物の安全性を確保するためだけのものではありません。農業が行われている地域の環境保全や農作業を行っている人達の安全が確保されることも GAP としては非常に重要なことです。このことは、安全な農産物を買付けするバイヤーだけの問題ではなく、また環境汚染を取り締まる環境部門の規制指導だけでなく、さらに労働安全を所管する部署の安全指導だけの問題でもありません。農場で生産される農産物の安全性はもちろん、地域環境の保全や作業者の労働安全についても充分配慮することは、真に『農業の持続性』を考える上で欠かすことはできないと考えています。そのことは、環境保全や農作業を行う人の労働安全にも配慮し、農業者をトータルで指導できる普及指導員や営農指導員の役割が非常に大きいことを示しています。

その意味で、普及指導員や営農指導員などによる日本の普及制度を理解しておくことは、GAP の推進を適正に行う上で参考になるのではないかと思い、連載として始めることにしました。

普及制度と技術普及の課題

農業の新しい技術や考え方というものは、農業者が理解し、効果があると判断すれば、農業経営に取り入れられ定着していくものです。そうした新しい技術や考え方が、自然に広がっていくのを待つのではなく、いち早く組織的に普及するのが普及制度であり、普及に携わっている人の醍醐味といえるでしょう。



ここで言う普及制度とは、国と都道府県の協同普及事業だけでなく、民間である農協の営農指導事業なども含んでいます。普及指導員や営農指導員の方々は、農家にとって一番身近な所で活動し、農家に絶大な信頼を得ており、農家への影響力には非常に大きなものがあります。

戦後の 1948（昭和 23）年にスタートした公的な協同普及事業は、農地解放で生まれた自立的農家の育成・指導と、技術指導による食糧の増産が大きな目標でしたが、その後のコメ余り、機械化などによる労働時間の減少、専門分野の技術の高度化など、農業を取り巻く社会の急速な変化に伴い、国の農業政策が変わり、協同農業普及事業もこうした変化に対応するために大きく改変されてきました。そうした普及事業の変遷についても、このシリーズの中で紹介していきたいと思います。

また、日本だけでなく、海外の農業普及制度に目を向けてみますと、ヨーロッパでは、GAP 普及に普及員が深くかかわっています。普及事業が民営化の方向に動いている中で、GAP のような農業環境の保全に係わる国の政策に関しては、国民全体の問題として公的負担（税金）によって行われているようです。

例えばイギリスでは、公的な機関による普及事業はなくなり、民間の機関が個々の農場の農業経営にアドバイスをしてそのコンサル料で普及制度が成り立っています。しかし、その一方で、GAP にも関係する環境保全などの国民的課題の推進に関しては、政府機関から民間の普及組織に委託され、普及員を通して推進されています。農業者の方も、普及を担う職員に対する信頼が厚く、これらの職員を通じた GAP の推進が功を奏しているといえます。

一方で、アジア各国における普及制度では、十分な公的予算を確保することができず、農薬・肥料などの農業資材を販売する利益で普及を行っている国が多く、アジア独自の課題が存在しているようです。

普及の仕事は、農業者に GAP などの役に立つ新しい技術や考え方を速やかに伝えることにより、農業者自らが実践することを支援することにあることはすでに述べた通りです。そこで、農業者が求めている、あるいは伝えるべき新しい技術を、試験研究機関などと連携してどうやって開発していくのかといったことも課題となってきます。このような技術開発とその普及についても、このシリーズの中で取り上げていきたいと思います。

今回は、連載を始めるにあたっての考え方を示しましたが、次号以降、具体的な事例やデータなども交えながら紹介していきます。

株式会社 Citrus の農場経営実践（連載第 1 回）

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事
元和歌山県農業大学校長（農学博士）
株式会社 Citrus 代表 佐々木茂明

私は、農業改良普及員を長年務め、2012 年 3 月に農業大学校勤務を最後に退職しました。私自身、これまで兼業農家としてわずかな果樹園を管理していましたが、せつかくこれまでの仕事で培ってきた知識と得られた人脈を活用して、また、和歌山県内のみかん産地である有田地域の出身であることを考え、新たな農業形態のモデルを作ろうと実験事業を始めました。

果樹園の管理は、水田の管理に比べて規模拡大が大変難しいという問題があります。作業を機械化できるところが少なく、重要な作業である剪定や、摘果、収穫などのほとんどが手作業だからです。有田地域では、5ヘクタールの果樹園を管理していると言えれば大規模経営であり、わずかに数戸しかありません。大部分の専業農家は1.5ヘクタールから3ヘクタールの範囲です。

しかし、この規模では近年、ウンシュウミカンを中心にした果樹園経営では所得が不安定で、専業農家は農業後継者を育成するのを拒んでいるのが実態です。一方、教育機関は一流大学に送り込むことに力を入れ、地域の活性化に役に立つ教育に目を向けていません。このため、地域から優秀な人材が流出してしまうという社会現象が起こっているように思います。私も含め行政機関では、盛んに「後継者の確保」をうたい文句にしていますが、専業農家が農業の後継者を望んでいないのでは空回りになってしまいます。果樹園管理の経営形態にメスを入れなければ、10年後には廃園だらけのみかん産地になってしまうのではと危惧します。専業農家に聞いてみますと、「果樹園を借地して規模拡大を図って収益の拡大を検討しているが、我が家に農業後継者はいないので踏み切れない」といった話をよく聞きます。

農業生産法人を設立することで、今まで個人では借地による規模拡大に踏み切れなかった農家も、組織的に管理体制が整えられれば、安心して資金を借り入れられる環境が整います。また、農業生産法人としてなら人材育成の業務も組織的に容易に行えるのではないかと考えました。

退職1年前に、人脈の一人である流通業界の知人のT氏から、農業生産法人を設立する話があり、先に述べた課題や農業後継者を本気で確保する活動について議論した結果、前向きに検討する運びとなりました。その知人が「取引きをしている農家数戸に声をかけてみるから」と言われ、その集まりに呼ばれました。このとき、農業改良普及員をやっていた良かったと思えました。農家の方々は、私のことをよく知っていてくれおり、このような出会いの場で、4Hクラブの再来であるかのような発言があり、私も感動しました。我が社の専務取締役のY氏は、私が4Hクラブの指導を担当していた時代の4Hクラブの会長でした。会社の他の構成員も4Hクラブの会員であったり、4Hクラブに深く関わりのあった農家でした。知人のT氏も、このような過去の経緯とお互いの関係に驚いていました。

私は、農業生産法人の運営方針の一つに「人材育成システムの立上げ」を加え、これにより農業をやってみたい人を集めて、若者に新規就農のチャンスを与える話などを説明しました。農家の本音は、知人のT氏を通じて返事を待つことにしました。数日後、T氏からOKの返事を聞き、株式会社の設立と人材育成システムの立上げに踏み出しました。

実験事業としていきますので、サクセスストーリーを夢見て、あとで全て公開できるよう



に司法書士・税理士・労務管理士・会社役員ら専門家の支援を得て、指示通りに事を運びました。株式会社の構成員のあり方、役員構成、出資金、事業展開など、株式会社の登記を今年の4月2日に定め、逆算して手続きを進めました。

次回からは、株式会社の設立手順や農業生産法人の設立、また、地域の教育のあり方と支援活動まで順次報告させていただきたいと思います。

「4Hクラブ」とは

1890年代から1900年代初頭にかけて、農業教育への需要が高まるアメリカの各地で、農業系の大学や研究所を中心にクラブ活動のような活動が展開され始めた。このようなアメリカでの活動が「4Hクラブ」の起りと考えられる。日本では、1949年に「日本4H協会」として発足し、1973年に現在の「全国農業青年クラブ連絡協議会」に名称を変更し、活動を続けている。現在、農業の担い手不足が深刻化する中、農業に「夢」を抱き、日本の農業を背負っていく20代・30代の農業青年を中心に1万名以上のメンバーが加盟し活動を行なっている。主な活動として、農業の「夢」の実現に向けた農業技術や生活改善・研究成果の発表・仲間作りを結成当初から行い、社会動向に合わせ、消費者・他産業青年との交流・ボランティア活動など、農業以外の活動も活発に行なっている。『各地域から日本の農業を発展させ、日本農業こそが日本経済の発展につながる』このことを信じ、リーダー・メンバーが一体となって農業青年が自ら農業で社会に貢献する熱心な取組みを全国各地で企画・実行している。ちなみに、4Hとは、Head（頭）、Heart（心）、Hands（手）、Health（健康）の4つの頭文字で、四つ葉のクローバーをシンボルとしている。

《牛久市に放射能が降った日》から —命と命の産業を守るために—

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局
株式会社 AGIC 山藤万里子

放射能汚染に関する市民講演会に出かける

私が住んでいる茨城県牛久市が発行している市報を読んでいたら「牛久に放射能が降った日」という記事が目飛び込んできました。あまりにも衝撃的なので「嫌だなあ・・・」と思いながらも読んでみました。それは、講演会の案内でした。悲しいかな、「牛久に放射能が降った」のは現実なのだから、市民として牛久市の被曝の現状を知る必要があると考え、その講演会に参加しました。

やはり、会場は超満員でした。皆さんはそれなりに関心が高いのですね。多くの人達が強い関心を持っているということに、少しホッとしました。入口で配布されていた資料はあっという間になくなってしまい、会場の席もなくなり、ほとんどの人が立ち見の状態でした。牛久市民だけではなく、近隣の市町からも沢山の人が来ていたようでした。

講師は、「たんぼぼ舎(註1)」の方でした。講演の内容は、特に牛久市に特化した話ではなく、福島第一原発事故による放射能汚染の全般的なことでした。すでに、テレビのニュースや新聞報道、週刊誌などのマスメディアや、ツイッター、フェイスブックなどのSNSで周知されている内容で、目新しい情報はありませんでした。

この講演で記憶に残ったことが2つあります。一つは、食品に関して「50歳を過ぎた方々は、心配すること無く食べて大丈夫」ということ、もう一つは、「牛久市では子供達の内部

被ばくをホールボディカウンターで測定(註2)しているが、それだけの予算があるなら子供達全員に普通の健康診断を実施して欲しい、それだけで充分である」ということです。

危機意識の薄れることが怖い

原発事故が起こってから1年と5ヵ月以上経過しました。私がフォローしているツイッターやシェアしているフェイスブックのタイムラインは、以来ずっと原発事故に関することが最も多く、その内容は、国や東電の対応を巡って益々過激になるばかりです。しかし、自分の生活を振り返ると、余震の減少と共に放射能汚染に対する危機意識は薄れてきています。今はそれで良いのかもしれませんが、10年先の健康被害のことは誰にも判りません。今が良ければそれで良いと思うように気持ちに変化してきたことがむしろ心配です。食品についても、いつものスーパーで何も心配せずに購入し、検査済みの食品を購入するということが特にはしていません。原産地表示も、茨城県産や福島県産を避けること無く購入しています。だからといって流通している食品が安全だと思っているわけでもありません。単に鈍感になっているだけです。危機意識が薄れているのでしょう。

もっと深刻な霞ヶ浦に集まる放射性汚染物質

講演会で、「霞ヶ浦を放射能から守ろう！ 市民モニタリング報告会」があることを知りました。もう少し身近で具体的なことが知りたくなって、後日そちらにも参加しました。そこでは霞ヶ浦の放射能汚染が大変深刻な状態であることが様々なデータで示されました。霞ヶ浦の水は、多くの市町村で飲料水として、工業用水として、また農業用水として利用されています。放射能で汚染された水が、汚染されていない地域に運ばれて使われていると思うとゾッとします。飲用する多くの人々が内部被ばくを起こし、栽培される農産物に放射性汚染物質が移行するかもしれないからです。



放射能汚染が益々拡大してしまいます。霞ヶ浦の汚染は、東京湾の汚染より深刻です。それは、汚染された水が海に流出しないからです。閉鎖性の逆水門(註3)と言って、海水が混ざらないように湖水を堰止めているからです。河口にある湖ですから、河川の上流から流れてくる様々な物質が霞ヶ浦に蓄積されていきます。すでに窒素やリンの濃度が高まって富栄養化が極端に進んでいるために、霞ヶ浦は汚染された湖沼としても知られています。

現在、霞ヶ浦の漁業は出荷を停止しています。うなぎも獲れない、ナマズの駆除も出来ない状態です。このまま放置すると霞ヶ浦の水産資源は全滅してしまいます。湖の除染に関しては、国からの予算は全くありません。莫大な費用がかかることから、除染しきれないと言われていています。

知ってみれば心配が尽きない厳しい現実があります。それなのに、意外と知られていないのが実情ではないでしょうか。市民自らが危機意識をもち、地道に測定を行った結果から判ってきた河川・湖沼の放射能汚染の実態なのです。普通に生活していると忘れかけてしまいそうな目に見えない放射能汚染。これから先、何十年もこの問題と対峙していかなければならないのです。特に子供達の健康のことを思うと胸が詰まる思いです。

私達のいのちの水「霞ヶ浦」に、かつて経験したことの無い危機が迫っているのです。福島第一原発の爆発事故によって霞ヶ浦流域に降下した放射性物質が 56 本ある流入河川に集まり、広範な地域から徐々に霞ヶ浦に移動しています。流入河川では、約 1 万ベクレル/kg もの汚染が見られる箇所が出ています。この状況を放置すると、大量の放射性物質が移動し、湖を長期間汚染する恐れがあります。環境省の調査でも昨年 10 月から今年 2 月までに、湖心の底泥の放射性セシウムは 4 倍に増えています。国や県に解決を図るための要望書を提出してきましたが、これまで積極的な対応は見られていないようです。



自分で動かなければ

私がすぐに自分で出来ることは、「20 万人署名活動」に参加することでした。主催団体（いのちの水・霞ヶ浦を守る市民ネットワーク）は、流入河川に蓄積している放射性物質の霞ヶ浦への流入を阻止し、子供達の命と健康、自然環境を守るために、以下の取組みの速やかな実施を求める署名活動を開始しました。20 万人から署名を集めることを目標とし、茨城県知事宛に提出します。

1. 水道水や農業用水、水産物の放射能汚染を防止するための措置を早急 to 実施すること
2. 流入河川に蓄積している放射性物質が霞ヶ浦に移動しないように、必要な対策を早急に実施するよう国に求めること
3. 流入河川に蓄積した放射性物質を除去する技術の開発とその実施について国や大学、研究機関に要望すること
4. 市民と行政との協働（縦割りを越えた新しい公共）によるモニタリングや放射能対策を実施すること

GAP 普及ニュースをご覧になった皆さんも是非、署名活動に参加して下さい。

<https://docs.google.com/spreadsheets/viewform?formkey=dGxYYm1lS1ByeHJmU3NmQnpTbE9iTmc6MQ>（オンライン署名）

主催団体活動の詳細は、NPO 法人アサザ基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kasumigaura.net/asaza/index.html>

最後に

本当に霞ヶ浦の環境が改善され、ウナギが生息しアサザが再生し、トキの舞う霞ヶ浦になる事を真剣に考えなければ、「よい農業のやり方」の行く末が案じられます。

(註 1) **チェルノブイリ原発事故**で食品汚染を心配し、放射能測定器を中心に原発廃止を目指して、都・区の公務員と市民が協力して 1989 年に設立。現在、①原発の根本問題を広く指摘し、廃止を目指す活動、②原子力のゴミで造られる劣化ウラン兵器の廃止、イラクの子供への医療支援、③核兵器の廃止を主な目的に活動中
(註 2) **茨城県牛久市**では 4 歳から中学 3 年まで対象者 8500 人に対してホールボディカウンター測定を実施
(註 3) **逆水門**とは、建設当初、公式には常陸川水門の目的は、洪水時に利根川からの逆流を防ぎ、霞ヶ浦の氾濫を防止すること、海水の遡上を阻止し、塩害の発生を防止すること、の 2 点であるとされた。その後の霞ヶ浦開発事業によって・霞ヶ浦の水位を確保・操作して新たに農業用水、工業用水、上水道の水源を確保すること、という目的が付け加わるとされている。

■農産物・食品の放射能問題、その後

農産物・食品の放射性物質については、より一層の安全・安心を確保するという一方で、平成23年3月から実施されていた暫定規制値に代わる「新たな基準値」が設定され、本年4月1日より実施されています。

食品区分	放射性セシウムの基準値 (ベクレル)	備考
飲料水	10(Bq/kg)	WHO 基準
乳児用食品	50(Bq/kg)	乳児用調整粉乳、ベビーフード等
牛乳	50(Bq/kg)	乳及び乳飲料
一般食品	100(Bq/kg)	

(財)食品産業センターでは、「新たな基準値」に対するパブリックコメントを今年の年初(H24.1.6-2.4)に実施し、この結果に基づいて厚生労働省に対して以下のような意見を提出しています。

1. 検出限界値を超えても、新たな基準値を超えない食品は、充分安全性が確保されていることを国民に分かりやすく説明をすること
2. 過度な検査値の公開要求や無用な分析証明書の提示など、風評被害の拡大につながりかねない行為が行われないよう、関係省庁が連携して指導を行うこと

新たな基準値が設定されてから5ヵ月が経過しました。8月には福島県の早場米が出荷され、8月25日から全袋検査がスタートしました。福島県では約36万トンの収穫が見込まれています。

これまでの食品中の放射性物質の検査結果については、厚生労働省が地方自治体の報告を取りまとめています。この結果によると、4月1日から8月21日までの検査件数86,289件に対する基準超過件数1,219件の割合は約1.4%であり、基準超過件数の割合は、月を追うごとに低下しています。

年月	H24.4月	5月	6月	7月
基準超過割合	2.5%	2.3%	1.1%	0.6%

品目別にみると、基準超過件数の多い品目は、水産物、原木シイタケ、タケノコ等となっています。春になり、タケノコやシイタケが出てくると、施肥をしていない作物はセシウムを吸収し、高い値が出やすいことが判ってきました。セシウムはカリウムと同じ「アルカリ金属類」に属し、その性質が良く似ており、稲作においてもカリウム施肥を行うと稲へのセシウムの吸収が少なくなり、米への移行が少なくなるということが判ってきました。昨年は、チェルノブイリにおける放射能汚染と作物の汚染のデータを利用せざるを得ませんでした。1年が経って多くの研究者・篤農家などの努力によって様々なことが判ってきました。

(調査広報委員会)



■ 《農業と独占禁止法》連載 1

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
常務理事 石谷孝佑

『農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針』という文書が、平成19年4月に公正取引委員会から出され、毎年改定されている。農業関係は「独占禁止法」の対象になっていないような印象を受けるが、農業協同組合（以下「農協」という）については、組合員に対して農協事業の利用（いわゆる系統利用）を強制したり、農協と競争関係にある商系事業者と組合員との直接取引を妨げるような問題行為について、公正取引委員会が法的な措置や警告を行っており、このような事例が平成元年以降で11件報告されている。

内閣府の外局である公正取引委員会は、自由主義経済における競争政策の促進を目的として、「経済の憲法」ともいわれる私的独占の禁止と公正取引の確保に関する法律（いわゆる独禁法）を運用するため、委員長と4名の委員が独立して職権を行使する組織である。また、「独占禁止法」の特別法である「下請法」の運用も行っており、私的独占、不当取引制限（価格カルテル、市場分割カルテル、入札談合等）及び不公正な取引方法（不当廉売、優越的地位の濫用など）を摘発している。

農業の取引分野も、平成16年の「卸売市場法」の改正により、商系事業者の生産組合などとの直接取引が認められるようになり、一部の取引きについて、市場取引の水平関係から、直接取引の上下関係へと移行してきている（フードシステム学会平成21年度大会資料「流通オリエンテッドの青果物マーケティング」2009.6）。

商系の取引きで一般的に適応される「下請法」は、独占禁止法の中の「不公正な取引方法の禁止」の中に位置づけられ、製造の「委託」を行った場合に適応されるものである。この製造委託とは、製造業・小売業等の事業者が、他の事業者に対して物品の規格、品質、性能、形状、デザイン、ブランド等を指定して製造を委託するものであり、これらは自由な取引きを担保するために規制されるものである。

しかし、農産物の場合には「下請法」の対象となる物品であることにこれまで農林水産省が同意してこなかったという。その同意しない理由は、「農業は産業ではなく、自然に生育する作物であり、品質・性能・形状等を規定して製造できるものではない」ということのようなのである。しかし、最近、農林水産省は、総合食料局において中小企業庁と連携して



「農商工連携」事業を推進し、本年度より食料産業局において「農業主導型6次産業化整備事業」により農業の「6次産業化」プロジェクトを推進しており、農業と農産物生産を「産業」の一部として既に捉えており、農産物も物品として扱えるようになっているのではないかと考えられる。

農協は、農業協同組合法に基づいて自主的に設立された協同組合であり、組合員である小規模な農業者が相互扶助によって経営効率の向上や生活の改善を図り、その組合員のために最大限の奉仕をすることを目的としている。農業者は、農協への加入・脱退が自由であることはもちろん、組合員が、農薬、肥料、飼料、農業機械等の生産資材を購入したり、組合員が生産した農産物や畜産物を出荷したりする際に農協の事業を利用するかしないか

は組合員の自由意思に委ねられている。

このため、農協が組合員に対して農協事業の利用を強制することは、そもそも農協制度の趣旨に反するものであり、組合員の自由で自主的な判断による取引を妨げることになる。また、農協と競争関係にある農産物を扱う商系事業者等との取引の機会をも奪うことになり、農業分野の競争に悪影響を及ぼすことにもなる。これまで違反行為が繰り返されている背景には、農協の内部で「独占禁止法」についての理解が浸透しておらず、認識が必ずしも十分でないことが挙げられている。「独占禁止法」への認識が十分でないとすれば、組合員の自由で自主的な取引先の選択が妨げられたり、「独占禁止法」に違反する行為が行われることにもつながりかねない。

農業分野における「独占禁止法」の違反行為を未然に防止し、農協および商系事業者等の適正な活動を担保するためには、農協等における「独占禁止法」の理解の浸透と法令順守の体制強化が課題となる。

この連載では、農業分野における「独占禁止法」と「下請法」の問題となる行為を明らかにすることにより、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てることを目的として、上記の指針が「公正取引委員会」において策定されていることを受け、次回以降、できるだけ事例を挙げて専門家に解説して頂こうと考えている。

《用語解説》 「6次産業化」(ろくじさんぎょうか)

本年4月に改組された農林水産省食料産業局において「農業主導型6次産業化整備事業」により農業の「6次産業化」プロジェクトが推進されている。

先ず、6次産業とは何かということであるが、第一次産業である農畜産業や水産業などが、食品加工・流通・販売にも業務展開している経営形態を表すもので、農業経済学者の今村奈良臣氏が提唱した造語であり、このような農業経営の多角化を6次産業化という。農畜産業や水産業は、産業分類では第一次産業であり、農産物、畜産物、水産物を生産するものとされているが、6次産業は、一次産物の生産だけではなく、食品加工（第二次産業）、食品の流通・販売（第三次産業）にも農業者が主体的・総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの付加価値を農業者自身が得ることを目指した新しい産業形態であり、このような取組みによって農業を活性化させようとするものである。

ちなみに、6次産業という名称は、農業本来の第一次生産だけでなく、他の第二次・第三次産業の仕事をも取り込むことから、第一次産業の「1」と第二次産業の「2」、第三次産業の「3」を掛け算して「6」にすることもあった造語である。この場合、第一次産業の農業が0になると、産業全体も0になるということをも意味している。6次産業化の事例としては、農産物のブランド化、消費者への直接販売、加工食品の製造・販売、レストランの経営などが挙げられる。



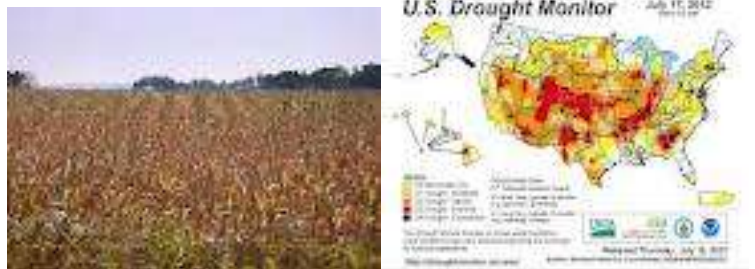
農林水産省では、第一次産業の農林水産業における雇用と所得を確保し、若者や子供も後継者として農村集落や漁村などに定住できる社会を構築するために、農林漁業の生産とその加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村の6次産業化を目指してプロジェクトを推進している。

第一次生産物に様々な付加価値をつけて高度化を目指すという1.5次産業化の考え方に似ているが、6次産業化は第一次産業としての生産に加工、流通を複合化させるという視点がより明確になっている。
 (調査広報委員会)

『穀類の国際需給と国際価格の動向』

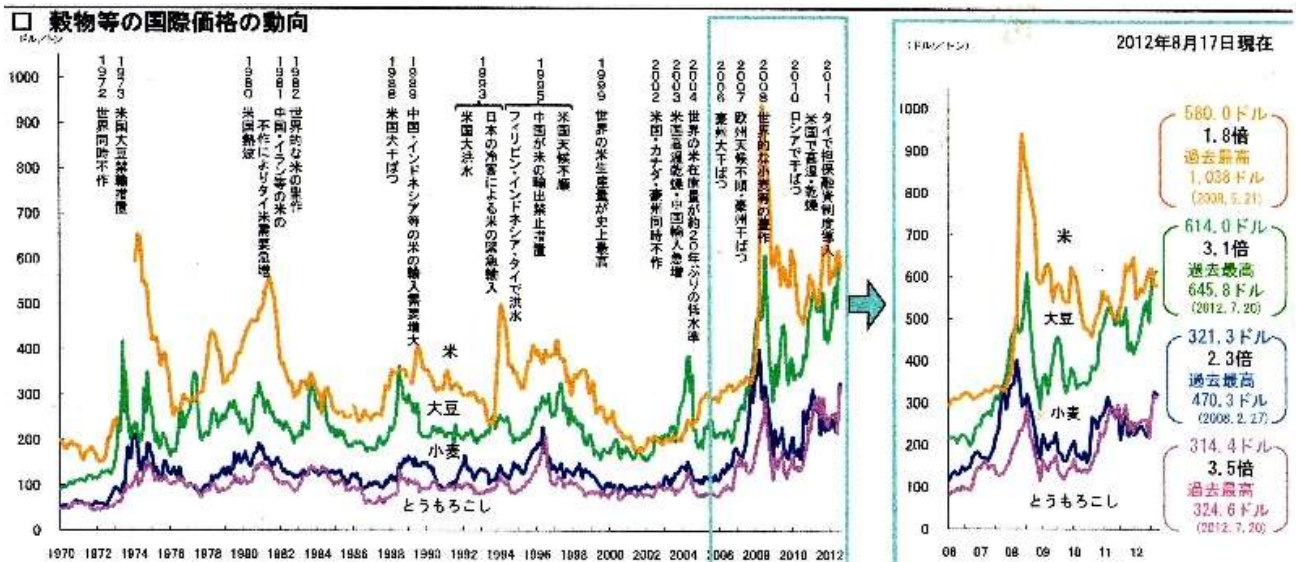
アメリカ農務省の8月10日の発表によると、2012/2013年度の世界の穀物生産量は、アメリカのコーンベルト地帯の高温と乾燥によりトウモロコシの作柄が大幅に悪化したことなどから、全体的には生産量が消費量を下回る見込みであるとのことである。このため、期末在庫率も18.8%と、前年度の20.5%に比べて低下し、FAOのいう安全在庫水準の17~18%に近づいている。

このようなことから、世界経済の減速懸念などを背景にして既に下降しつつあった穀物の国際価格は、最近になって反騰しており、特に大豆は、昨年12月以降の南米の高温・乾燥と、中国の輸入需要の期待に加え、今年6月以降のアメリカの高温・乾燥の影響から上昇してきており、7月20日には史上最高値の1ブッシェル当たり17.6ドルを記録した。



また、トウモロコシも、今年6月下旬以降、アメリカの高温・乾燥の影響などから価格が上昇し、こちらも7月20日には史上最高値の1ブッシェル当たり8.2ドルを記録した。

小麦も、世界の在庫水準は大きく下がってはいないものの、追随して上昇している。



穀物の国際価格の動向 (ドル/トン)

FAOの食料価格指数を見ると、昨年2月に過去最高値の238ポイントを記録した後はや

や弱含みで推移し、本年6月には201ポイントまで低下したが、7月は、穀物価格の急騰を反映して213ポイントと上昇に転じている。大豆などの国際価格は2～3ヵ月後から高くなるので、今後の展開を見る必要があるが、小麦やトウモロコシなどの飼料は半年遅れで価格に反映されてくると予想され、半年遅れの南米の作柄にもよるが、更なる高値になることも十分に考えられる。

これまでの穀物価格の推移をみると、1970年代に食糧危機があり、穀物価格が高騰しているが、この時は小麦と米の増産を可能にした「緑の革命」により救われた経緯がある。穀物価格をドル価格ではなく、ドルの購買力で比較すると、1970年代の高騰は現在より遥かに高い価格である。このことを考え、今後の更なる穀物価格の高騰を念頭に、周到なリスク管理をする必要がある。

最近では世界中で異常気象が続いており、アメリカやロシアなどでは異常な高温・乾燥による大旱魃になっており、中国の北部では大雨などによる被害も起こっている。これらの異常気象の影響で、穀物生産は急速に不安定化を増している。



また、現在アメリカでは、トウモロコシの40%がエタノール生産用に使われており、2015年までこの契約が継続するとのことである。トウモロコシの価格高騰は畜産物価格に直結するので、エタノール用のトウモロコシを見直して欲しいという意見も出てきている。

日本で最も大きく影響を受けるのは輸入飼料を使っている畜産であり、特に国産牛肉の価格高騰が心配される。今後の飼料価格の変化にも注意深く見守る必要がある。

日本は、幸か不幸か、有史以来の円高が続いており、影響は他の国に比べてそれほど大きくはないと考えられるが、自国通貨を安くすることで工業製品の輸出を有利にしようとしている中国、韓国では、国内の穀物価格が非常に高くなるという大きなリスクを抱えている。今後の穀物価格の相場展開には注視が必要である。 (調査広報委員会)

『読者の皆様へ』

- 『日本GAP規範 Ver.1.0』一般社団法人日本生産者GAP協会編 (幸書房)
—環境保全、労働安全、食品安全のための適切な農業実践の規範—

多くの方々のご協力によって『日本GAP規範 Ver.1.0』が昨年5月に出版されました。農業者の必携の書「良い農業の道しるべ」として多くの方々に活用されています。—昨年秋に刊行しました「未定稿」と比較し、項目数が半分ほどになり、適正農業を行っていく上で必要な実践項目に絞り込んだ使いやすい内容になっています。GAP教育やGAP実践に是非お役立て下さい。

- イングリッド版「適正農業規範」—私達の水・土壌・大気の保護
—農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範
山田正美 訳、一般社団法人日本生産者GAP協会 編
欧州の代表的な「GAP規範」と言われている「イングリッド



適正農業規範」の日本語翻訳本です。欧州における「適正農業規範」の考え方と内容を理解し、『日本 GAP 規範』の考え方のベースにもなったものです。また、県版の「GAP 規範」を作るときにも参考にされています。『日本 GAP 規範』と併せて是非ご活用下さい。

- 『日本適正農業規範（未定稿）』一般社団法人日本生産者 GAP 協会 GAP 規範委員会編
—環境保全、食品安全、労働安全のための適切な農業実践の規範—
『日本 GAP 規範 Ver.1.0』の元になった本で、残部も少なくなっていますので、この機会にこの日本適正農業規範の「未定稿版」も是非ご購入、ご活用下さい。

これまでの GAP シンポジウムの講演資料集は、日本生産者 GAP 協会の事務局に多少の余部があります。シンポジウムに参加されなかった皆様にも実費（1冊 1,500 円）でお分けしております。是非ご利用下さい。 （出版委員会）

《事務局移転のお知らせ》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会の事務局が手狭になり、(株)AGIC とともに 4 月初めに移転をしました。移転先の住所は下記のように変更になりましたので、宜しくお願い致します。 **〒305-0035 茨城県つくば市松代 3 丁目 4 番地 3 号松代ハウス A 棟 402**

【編集後記】

今回は、多くの原稿が寄せられ、次号に回すものが多くなったのは、有難いことである。巻頭言は、田上理事長の「GAP の目的は持続的農業」という GAP を巡る誤解を解くための「GAP 原論」である。日本では「GAP は食品安全」という誤解が多いようであるが、こう思っている人は、1970 年代からの農業と環境を巡る動きを基本から勉強し直して貰いたい。この問題については、このニュースで佳境に入っている「日本と欧州の GAP 比較」（18 回）においても説明されているので、じっくり読んでみていただきたい。

また、田上理事長には、「農業倫理」という GAP の基本的な問題について説明して頂いた。イギリスの「イングランド版 GAP 規範」の冒頭には、環境に対するスチュワードシップ（神の信託者としての責任感）から GAP を説き起こしている。日本で言えば、伝統的な農業倫理であろう。日本の「GAP 規範」にも寄って立つものが必要であり、「日本 GAP 規範」の冒頭（7～8 頁）に農業倫理について触れられている。今回、もう少し深く「GAP と農業倫理」について説明していただいた。

前号で終了した連載が多く、様々な新連載が企画された。その中で、今号から長年福井県で農業普及事業に係わってこられた山田理事に「日本の農業普及制度と GAP 推進」というタイトルで日本の農業普及制度の役割と変遷について解説して頂き、今後の有効活用を考えていければと考えている。

また、佐々木理事も長年和歌山県で農業普及に携わってこられ、農業大学校長を最後に、普及を兼ねた果樹農園という企業経営という新しい道に踏み込まれた。ここで得られた様々な経験を披歴して頂こうと考えている。是非参考にさせていただきたい。

日本人の特性は、「深刻なトラブルもすぐ忘れることである」と言われ、「放射能汚染も『今年のリスク』であり、すぐ忘れますよ」と言われた有名な先生がいた。昨年3月に放射能汚染の暫定規制値が示され、今年4月にはさらに厳しい「新たな基準値」が示されたが、放射能汚染が「今年のリスク」で終わらないようにウォッチして貰いたいと考えている。そこで、徐々に放射能汚染が深刻化しつつある霞ヶ浦について山藤さんに書いて頂いた。3年後には東京湾の汚染が深刻になると予想されているが、それ以後も私達が適正な「リスク認識」を持ち続けられるのかが試されている。

また、新しい連載として、後藤弁護士にご協力を頂きながら、石谷理事に『農業と独占禁止法』について解説をお願いした。農業分野では「独占禁止法」はあまり適用されていないと思われがちであるが、これまでも農協が公正取引委員会から警告を受けている事例があるようである。また、商系の事業所が農協や生産組合などと直接取引をすることが可能になり、ここでも独占禁止法、下請法が適応される可能性が出てきている。

最後は、最近急にクローズアップされてきたトウモロコシ等の穀類の国際価格の高騰である。アメリカ、ロシアなどにおける早魃、豪雨等の異常気象を背景にした穀物価格の高騰は、早くも小麦の売渡し価格が8%上げられ、パン、麺などの値上げになる可能性が出ている。この年末から来年に向けてさらに穀類価格の高騰が深刻になるのではないかと危惧されている。



これに対して、これまで意識的に通貨安（ウォン安、元安）へ誘導している韓国、中国にとっては、穀類の価格高騰が深刻な食糧問題になることが予想され、特に韓国は、国内農業を犠牲にしても工業製品の輸出を振興する政策をとっており、食糧問題は非常に深刻な問題になるのではないかと危惧されている。このような中で、韓国政府は、早くも8月23日にG20に対して、国際的な穀物価格の安定化のために早急に具体的な対策をとるよう要請をしている。食糧価格の高騰は、石油・エネルギー価格の高騰より悲惨な結果を招くことを知っているからであろう。

加えて、最近の異常気象による災害の増加である。夏場における太平洋高気圧の勢力が強くなり、日本では猛暑が続いているが、そのため南太平洋で発生した台風が日本本土に近づけなくなっており、多くの台風が西寄りの進路をとるようになっている。昨年のタイの洪水も、もとをただせば、台風がフィリピンから西に向かい、ベトナムを通過してタイ中北部にまで達し、大雨を降らせたことによる。

この7月には、半乾燥地の北京で大雨が降り、洪水が起こり（写真：湖ようになった世界遺産の「故宮」の庭）、多くの車が高速道路で水没し多数の死者が出た。年間600～800ミリしか雨が降らない半乾燥地の北京で、7月23日1日で600ミリに近い雨が降ったのである。



作物は、気候の変化には敏感である。収穫期の小麦は、雨に当たると穂発芽が起こるが、1億1千万トンの小麦を生産する中国には、雨に合っても穂発芽しにくい小麦品種はない

ので、大量の小麦がまともに利用できなくなる恐れがある。日本も、猛暑によって作物の栽培地域が北に移動し、九州の米で高温障害が多く出るようになっており、その逆に北海道で特 A の美味しい米がとれるようになり、日本の穀倉地帯になりつつある。

そんな今、これまで最大規模という台風 15 号が沖縄を経て黄海を通り、朝鮮半島の西から上陸し、北朝鮮を通過して中国東北地区に達した。また、台風 14 号は沖縄から西に進んで台湾に行き、台湾近海で約 1 週間停滞した後、再び沖縄を経て黄海へと向かい、韓国を通過して日本海に抜けた。このような台風の異常な進路によって中国、韓国、北朝鮮等で農産物への大きな被害が出ているようである。



台風 15 号の進路

日本は、このような時期に、国際的な穀物価格の不安定な状況を踏まえ、食料生産に係わる農業政策等を見直し、農業後継者を育成し、耕作放棄地を食料生産が可能な耕地に戻し、農業を適正な収入が得られる産業として復活させ、自給率の向上を目指すとともに、環境に配慮した持続的農業が広く推進されるよう期待したい。

(食讚人)

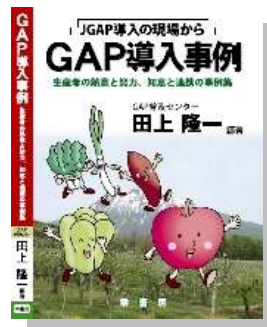
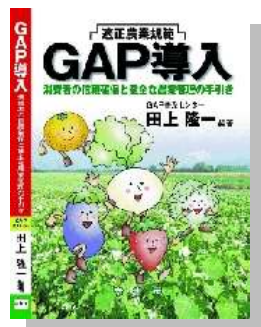
【目指す GAP の理念】

適切な農業管理 (GAP) は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と農場認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。

GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会システム、気候・風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本 GAP 規範」(Japanese Code of Good Agricultural Practices) とそれを評価する物差しである「日本 GAP 規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築・普及し、日本における正しい GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価 (本体 1,900 円+税)

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍です。



《GAP シンポジウム資料集》 定価 (本体 1,500 円税込)

「日本農業を救う GAP は？」

「欧州の適正農業規範に学ぶ」

「日本 GAP 規範と農場評価制度」

「GAP 導入とそのあり方」

「日本適正農業規範の概要と検討」



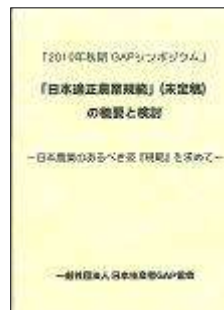
2009.3



2009.8



2010.4



2010.10



2011.10

『イングランド版適正農業規範』
定価 (本体 1,500 円税込)



『日本適正農業規範』(未定稿)
定価 (本体 1,500 円税込)



『日本 GAP 規範 Ver.1.0』
定価 (本体 2,500 円)
会員 1 割引・10 冊以上 2 割引



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1 月 3 月 5 月 7 月 9 月 11 月の隔月に発行されます。

正会員 (入会金 : 個人 15,000 円、団体 30,000 円)

個人会費 : 10,000 円 団体会費 : 20,000 円

利用会員 個人会費 : 10,000 円 団体会費 : 20,000 円

賛助会員 賛助会費 : 1 口 30,000 円 (1 口以上)

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者 (個人・グループ) と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを行っています。

《会員の皆様の自由な投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局
〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A 棟 402
☎ : 029-861-4900 Fax : 029-856-0024
E-mail : mj@fagapor.jp URL : <http://www.fagap.or.jp/>

《株式会社 AGIC (エイジック) の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員、農業関連企業のスタッフなどへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。GAP についてのお問合せ、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みなどは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎ : 029-856-0236 Fax : 029-856-0024
E-mail : office@agic.ne.jp URL : <http://www.agic.ne.jp/>